

## 2015年度助成分

■研究課題名

## アメリカ連邦民事訴訟規則2015年改正の研究

派遣研究者：

浅香吉幹（東京大学大学院法学政治学研究科・教授）

派遣先：

アメリカ合衆国ダーラム市・デューク大学ロースクール

派遣期間：2015年10月1日～2016年3月1日

## 【研究の概要】

ここ10年の間にアメリカ民事訴訟には大きな展開が3点あった。第1に、合衆国最高裁判所が判例で訴状の記載を詳細にした。第2に、大規模訴訟分野では、合衆国最高裁がクラスアクションの承認要件を厳格に解するとともに、仲裁条項を忠実に実現するようになったことで、消費者契約上の被害の救済が困難になる一方、大規模不法行為については広域係属訴訟手続を用いて包括的な和解に導く裁判官の実務が発展した。第3に、連邦民事訴訟規則改正が2015年12月に施行され、ディスカヴァリ手続の事件との釣り合いと、弁護士間の協力および裁判官の事件管理がより強調されるようになった。

5ヶ月間の在米中、民事訴訟分野での学者実務家を交えた議論の場を積極的に提供しているデューク大学ロースクールにおいて、連邦民事訴訟規則2015年改正を中心に、アメリカ民事訴訟の最近の動向と今後の課題について研究を行った。具体的には、デューク大学では文献調査に加え、2015年10月の広域係属訴訟カンファレンスに陪席して、理論的実務的議論に接した。またその際の報告者であった連邦民事訴訟規則改正諮問委員会主任のエドワード・クーパー教授から、2015年規則改正の趣旨について詳しくご説明いただくことができた。また、11月にはワシントンに出張し、規則改正諮問委員会元主任のポール・キャリントン教授、合衆国最高裁判所アントニン・スカリア裁判官とお会いして、それぞれ連邦民事訴訟規則についての示唆をいただいた。そして2016年1月にはニューヨークで開催されたアメリカロースクール協会総会において、アメリカ民事訴訟の現代的諸課題についての議論に参加した。

今回の在米研究の成果は、著書『アメリカ民事手続法』（弘文堂）の第3版として公表するとともに、大規模紛争の動向に関しては、『東京大学法科大学院ローレビュー』第11号に論文を掲載することになっている。全体的な知見としては、2015年規則改正も、懸案のディスカヴァリのコントロールの問題を一挙に解決できるものではなく、改正の実施状況や実験的な試みの成果を検証しつつ、さらなる手続の整備がなされざるをえないところといえる。またそれに加えて、訴状の記載や大規模紛争に関する最近の動向に対しても、立法や規則改正による手続整備の議論も高まっているところといえる。

## 多文化共生政策としての言語に関する日米比較研究

派遣研究者：

**飯田文雄** (神戸大学法学研究科・教授)

派遣先：

アメリカ合衆国・ケンブリッジ・ハーバード大学政治学部

派遣期間：2015年4月1日～2015年4月30日

### 【研究の概要】

本研究では、2000年以降今日に至るまでの、言語政策を巡る最新の理論的・政策的な変化について、言語研究の世界的な中心地として名高いアメリカの研究動向や、そうした動向が日本に及ぼす理論的・政策的な影響について、多様な視角から研究を行った。その結果、①2000年以降のアメリカにおいては、理論的研究及び政策実践の両面において、共通言語としての英語に加えて、移民等の外国人が元来使用する母国語の使用にも一定の配慮を示す、複数言語主義の台頭が顕著であり、この傾向は、従来複数言語主義の主たる推進者と想定されていた民間NPOや企業などにとどまらず、中央や地方の多様な政府諸機関にも広がり始めている。②こうした複数言語主義の台頭に伴って生じた重要な政治的問題の一つとして、特に少数派言語集団内部の政治的弱者としての子供が、少数派言語の学習や使用を強制されるという、いわゆる内部少数派の問題が生じており、この問題に関しては、子供の言語使用権のみに関して、国家の強権的な介入を通じて共通言語の使用・学習権を確保し、親と子供の自己決定権を大幅に制限する、いわばパターンリズムに基づいた解決策が極めて有効であること。③従来日本の外国人受け入れ政策においては、非熟練労働者などについても画一的に一定程度の日本語能力の習得を受け入れの条件とする立場が長らく支配的であった。しかしながら、以上のようなアメリカにおける言語政策の最新の理論的・政策的な動向を踏まえれば、例えば近年日本において実施された外国人看護師の受け入れ政策がその言語障壁のあまりの高さの故に完全な失敗に終わったことに端的に示されるように、今後急激な人口減少が予想される日本においてはむしろ、政府・民間等多様なレベルにおいて、複数言語の使用を積極的に推進することこそが、外国人人口の増加を通じて人口減少・少子高齢化に対応するための不可欠の条件となることが予想される、などの新たな知見が得られた。なお、以上の研究結果の一部については、アメリカ政治学会2015年度年次総会などで口頭報告を行い、研究知見に対するフィードバックを得た上で、英米語圏の雑誌に投稿するための最終的な加筆修正作業を継続中である。

## ■研究課題名

## 日本の都道府県における経済成長及び景気循環に関する分析

派遣研究者：

稲葉大 (関西大学経済学部・准教授)

派遣先：

イギリス・カンタベリー・ケント大学

派遣期間：2015年8月4日～2015年9月4日

## 【研究の概要】

本研究の目的は、1955年から2009年における日本の都道府県別の生産・支出の長期時系列データベースを整備し、最新の統計的手法を用いて日本の成長や景気循環の特徴を明らかにすることである。利用するデータは、内閣府が公表している県民経済計算である。都道府県別の成長のconvergence、所得の不平等、および資源配分の効率性について分析を行った。本稿の貢献の一つは、Hayashi and Prescott (2002) および Kobayashi and Inaba (2006) におけるデータベース作成方法に従い、動学的一般均衡モデルと統合的なマクロデータについて、生産、支出、および分配それぞれを都道府県別に整備したことにある。

主要な結論は以下のとおりである。1. 一人当たり県民総生産の地域間の違いは非常に高い。2. 一人当たり県民総生産および消費についての不平等度は、1955年から1975年の間に大きく改善している。3. 地域間の労働分配率は、全ての県において減少傾向にある。4. 資本の生産性の不平等度は、労働生産性の不平等度に比べて大きく、かつ1975年から2008年にかけて増加している。5. 成長会計に基づく要因分解では、全要素生産性(TFP)の成長および資本の成長の貢献度が高い。6. 1955年から2009年における地域間の収束について、条件無しの収束、および労働分配率、投資率、生産性成長率の条件付き収束の存在が認められる。

## 参考文献

1. Fumio Hayashi & Edward C. Prescott, 2002. "The 1990s in Japan: A Lost Decade," Review of Economic Dynamics, Elsevier for the Society for Economic Dynamics, vol. 5(1), pages 206-235, January.
2. Kobayashi, Keiichiro & Inaba, Masaru, 2006. "Business cycle accounting for the Japanese economy," Japan and the World Economy, Elsevier, vol. 18(4), pages 418-440, December.

## 仲裁承認執行に関する国際的枠組みの歴史的基礎

派遣研究者：

**原田央** (東京大学大学院法学政治学研究科・准教授)

派遣先：

カナダ・トロント・トロント大学

研究大会 Sociological Inquiries into the international law Conference

派遣期間：2015年10月7日～2015年10月12日

---

### 【研究の概要】

本件では、当初の予定通り、トロント大学で開催された上記研究大会に出席し、派遣研究者本人の国際仲裁に関する国際的枠組みの歴史的形成過程に関する研究の報告を行ない、それについての質疑応答を行ったほか、他の出席報告者の研究報告についても、議論を交わした。

国際仲裁を、単に既定の条約などの枠組みを前提として論ずるのではなく、その枠組み自体の生成過程を検討する研究は、内外共に十分な蓄積がないため、研究大会でも参加者から大変関心を寄せられた。今回の研究大会での議論を経て、社会学や国際関係論で用いられることの多い分析視角を、国際公法や国際私法の法学的枠組みと組み合わせ、更に検討精度を向上させるための、幾つかの重要な示唆を得た。特に、国際連盟と、国際商業会議所と、ハーグ国際私法会議の関係については、当時の国際関係や、欧米諸国の国内政治経済情勢を視野に入れつつ、更に検討する必要性を痛感した。

また、この機会に、トロント大学から同研究大会へ出席する研究者や関連分野の研究者と、研究大会外でも面談し、互いの研究活動内容について、意見交換を行い、大変有益な示唆を得ることができた。特に、19世紀後半以降の国際社会の歴史的特徴や、今日のグローバル・ガバナンスに共通する19世紀末から20世紀初頭の問題状況について、有意義な議論を交わすことができた。

今回の報告は、継続中の研究の中間報告としての位置づけを有する。今回得た知見や示唆をもとに、更に研究を進め、なるべく早い時期に研究成果を公表したい。

## ■研究課題名

## 民事司法の効率性の強化

派遣研究者：

**三木浩一**（慶應義塾大学・教授）

派遣先：

**トルコ・イスタンブール・国際訴訟法学会 (IAPL)**

派遣期間：2015年5月24日～2015年6月1日

## 【研究の概要】

2015年5月25日、イスタンブール大会会場のホテルで開催されたIAPLの幹事会（Meeting of the Presidium）及び理事会（Meeting of the Council）において、2019年の日本大会のテーマに関する審議を行った。報告者は、日本大会の組織委員長の立場から、現代社会において民事司法の効率性の強化を達成するためには、社会と経済のグローバリゼーションとインターネットテクノロジーをはじめとする技術革新への対応が不可欠であるので、これらを全体テーマの核として個別テーマの設定を行っていきたいとのプレゼンテーションを行った。これに対しては、グローバリゼーションは既に陳腐化したテーマではないかとの意見も出されたが、現代社会におけるグローバリゼーションの進展は、1990年代や今世紀最初の10年とは様相を異にしており、新たな視点からのアプローチが必要であるとの議論が各国から展開され、基本的に日本の提案に添った形で2019年大会の準備が遂行されることが承認された。その後、5月26日から28日まで、2015年イスタンブール大会の全体テーマである「EFFECTIVE JUDICIAL RELIEF AND REMEDIES IN AN AGE OF AUSTERITY」を具体化するための個別テーマを掲げて、司法の効率性に関する6つのセッションが行われた。第1セッションは「INTERIM RELIEF」で、民事司法における暫定保全措置の諸問題が議論された。第2セッションは「RELIEF IN SMALL AND SIMPLIFIED MATTERS」で、少額訴訟及び支払督促等の世界的な傾向が論じられた。第3セッションは「CIVIL CONSTRAINTS ON PERSONAL MOBILITY」、第4セッションは「COERCIVE IN PERSONAM ORDERS」が、開催国の問題意識を反映した個別テーマとして取り上げられた。第5セッションのテーマは「REFORM OF INSTITUTIONS」で、司法制度の組織面に焦点が当てられた。第6セッションは「FORMS OF RELIEF」として司法救済の形態が議論された。

## ■研究課題名

## 資産価格バブルの発生メカニズムの行動モデルの構築

派遣研究者：

石川竜一郎 (筑波大学システム情報系・准教授)

派遣先：

アメリカ合衆国・デービス・カルフォルニア大学・デービス校・経済学部

派遣期間：2014年4月24日～2015年3月16日

## 【研究の概要】

当該研究課題を遂行するにあたり、研究計画に沿って理論分析と実験分析を並行して行った。

理論分析においては、研究代表者は米国カルフォルニア大学デービス校経済学部で長期滞在し、そこでの共同研究を通じて、認識（特に起こりうる状態に「気づいていない」こと）がもたらす繰り返し取引の意思決定分析を行った。一部の経済主体が将来起こりうる事象に対する完全な認識を持っていないとき、その事象を認識している主体がどのようにそれを顕示するかを分析した。繰り返し取引においては、複数期間の取引にコミットするより各期に取引の意思決定を行う方が、主体全員が認識していない事象が容易に顕示され、完全な認識を持っていない主体に高い利益をもたらすことを示すことができた。この結果は資産取引にも直ちに適用できる。しばしば価格は市場に流布する情報を集約するシグナルの役割を持つと言われているが、我々の結果から取引形態・ルールに依存して必ずしもその主張が成立するとは限らないことがわかる。特に資産取引形態としては、コール市場取引とダブル・オークション市場取引が代表的だが、ダブル・オークション市場ルールの方がより多くの取引機会を持つため、偏在している情報や認識の違いを平準化することになる。

理論分析の検証のために、実験では知らないことを推論する被験者の能力がどのように取引に影響を与えるかを分析した。被験者の推論能力を測るためのテスト (Raven テスト) を実施し、その結果に応じてグループ分けを行い、資産取引実験を行った。結論として、被験者個人の推論能力よりも、同じ取引グループに推論能力の異なる被験者が存在しているか否かの情報が、資産価格バブルの発生に大きく関わることを見いだした。この結果は理論分析と整合的と考えられる。推論能力がそれほど異ならない被験者間の取引においては認識の差異がないため、顕示すべき事象も少ないことが起因していると言える。今後の追実験により市場取引形態がどのように影響を与えるかの検証をする必要はあるものの、バブル発生メカニズムの探究および行動モデル構築の研究を進捗させたと考えている。

## ■研究課題名

## 国際法における一方的法変更は許容されるか ——法の支配の理念に基づく制度的制約の導出

派遣研究者：

郭舜（北海道大学大学院法学研究科・准教授）

派遣先：

イギリス・ケンブリッジ・ケンブリッジ大学ラウターパクト国際法研究所

派遣期間：2014年10月1日～2015年9月8日

## 【研究の概要】

2014年10月1日より2015年9月8日まで、国際法における一方的法変更の許容性についての研究のため、ケンブリッジ大学ラウターパクト国際法研究所に滞在した。同研究所で資料収集を行うとともに、研究所内外の国際法学者・法哲学者との意見交換、さらに数度にわたる研究会報告を行った。本研究の成果は、英語論文としてまとめた上で海外の学術雑誌に投稿中である。

国際社会は、国内社会における立法府のような普遍的に適用される法を意図的に定立する機関をもたず、またそのための手続きも存在しない。そこで、既存の法を不服とする国家は、違法行為への誘惑に駆られることになる。もちろん、その理由が単にその国家の不利益であるからということであれば、それをあくまでも違法とすることに大きな問題はない。しかし、それが強い公共的な道徳的理由付けを伴っている場合、既存の法規則を尊重することにどのような意味があるのかということがあらためて問題となる。それが具体的な事例において現れるのが、武力による一方的な人道的干渉である。人権の普遍的保障という強い道徳的要請は、武力行使禁止原則や不干渉原則といった国際法上の基本原則を覆す力をもつのかということが、そこでは問われる。

本研究は以下の点を明らかにした。このような問題を扱うに際して、個々の事例について行動が許されるか否かが個別的に論じられることが少なくないが、それは適切ではない。そこで問題とされているのは、国際社会の公共的目的の追求のために個別の国家が特定の権利を行使することを認めるべきか否かであり、個別利益のための一定の行為が許容されるか否かではないからである。いいかえれば、議論の焦点は、公共的目的を掲げた一方的な法変更がいかなる場合に認められるかということなのである。この観点に立てば、法変更によって作り出されるであろう制度がよりよい代替的選択肢であるか否かが、重要な問いとなる。これはいうまでもなく論争的な問いだが、少なくとも、法変更によってどのような改善がもたらされるか、そして変更を企図する国家のコミットメントを含め、制度が維持される見込みがどれほどかが、評価の基準となることが示された。

## 世代間で継承される経済格差に関する実証分析： 進学時における流動性制約の要因とその影響の国際比較

派遣研究者：

**窪田康平** (山形大学地域教育文化学部・准教授)

派遣先：

アメリカ・ルイジアナ州・ルイジアナ州立大学

派遣期間：2014年8月29日～2015年8月28日

---

### 【研究の概要】

世代間社会移動性は、経済格差の永続性、つまり、「機会の平等」がどの程度達成されているのかを表す。世代間社会移動性の評価は、主に子どもの所得に対する親の所得の弾力値によって行われてきた。しかし、一時所得による弾力値よりも生涯所得を代理するような資産や消費を用いた弾力値による評価が経済厚生観点から望ましい。就学期の子どもが借入制約に直面すると、子どもの進学が阻害される可能性があり、子どもの将来の賃金に影響を与えると考えられる。子どもの貧困は世代間社会移動性の議論と密接に関係しており、貧困に関する政策に対して本研究計画は建設的な知見を提供すると期待される。

派遣期間に以下の論文を作成した。第一は、“The intergenerational transmission of wealth in Japan”である。この論文は、日本データを用いて世代間社会移動性を評価するため、親子間の資産弾力値を計測した。分析の結果、親子間の資産弾力値は0.244から0.315で、アメリカよりも低く、フランスと同程度であることが明らかとなった。

第二は、“Credit Constraints, Education, and Intergenerational Mobility: Evidence from U.S. Survey Data”である。この論文では、アメリカデータを用いて就学期の借入制約の要因と、借入制約による教育水準の低下が世代間社会移動性に与える影響を分析した。分析の結果、借入制約による教育水準の低下が世代間社会移動性を低下させていることが明らかとなった。この結果は、借入制約が世代間継承される貧困の原因の一つであることを示している。現在、日本、中国、インドのデータを用いてアメリカと同様の分析を行っており、将来的に4カ国間で比較し、世代間社会移動性のメカニズムの理解を深めていく予定である。

第三は、“Effects of Japanese compulsory educational reforms on educational expenditures”である。この論文は、日本の義務教育改革（ゆとり教育）が家計の教育費に与える影響を分析した。分析の結果、ゆとり教育後に塾などの補習授業費が13%増加し、所得が高い家計においてより大きく増加し、所得が低い家計において影響はなかった事が明らかとなった。

## ■研究課題名

## 中国内政の安定性の考察－市政担当者の考課制度に関する研究

派遣研究者：

高原明生（東京大学大学院法学政治学研究科・教授）

派遣先：

中華人民共和国・北京・北京大学

派遣期間：2014年10月1日～2015年3月24日

## 【研究の概要】

タイミング悪く、習近平政権の新たな措置として考課制度の改革が始まってしまい、新制度が落ち着くまでは暫く時間がかかるという中国側研究者のアドバイスもあって、研究の重点を移すこととした。すなわち、内政の安定性を考察する上での研究対象として反汚職腐敗キャンペーンを取り上げ、政策とその実施状況に焦点を置き、実地調査は中部の小都市にて行うこととした。

汚職腐敗の取締り強化の政策をフォローすることは難しくない。しかし、その効果と影響については、明瞭な指標があるわけでもなく、中国メディアに載る評論や聞き取りによって得られた情報を整理分析するほかはない。

第一に、幹部の規律が正されたかと言え、かなりの効果が現れている模様だ。高級レストランや会員制クラブでの接待は激減したと言われる。だが、幹部による権力の濫用については矛盾する情報がある。一方では、地方や基層の幹部のふるまいにも確かに改善傾向があるという人権派弁護士による観察も聞かれた。他方、中国社会科学院社会学研究所の報告によれば、2014年には社会矛盾が再び拡大し、農地収用や労使関係、環境問題、都市管理部局の法執行問題などをめぐって大規模な集団騒擾事件が発生したという。法治の強化が叫ばれてはいるものの、権力を縛るための法律ではなく、党が社会を統治するための法律という本質的な状況に変化は見られない。

第二に、腐敗取締りが幹部を委縮させ、そのやる気を削いだことも否定できない。汚職腐敗がなければ、公務員の月収は会社員に比べかなり低い。一部の役所では、若い公務員の辞職が目立つという。また、2014年までに調査対象となった省級幹部のいなかった地方は、北京、上海、吉林、浙江、福建、チベット、寧夏、新疆のみだった。そこには習近平と王岐山中央規律検査委員会書記がかつて勤務した地方が多く、薄熙来を除いて太子党からも対象者がほとんど出ていないことから、やはり反腐敗は権力闘争と密接に関係すると多くの中国人が感じている。利益を共有する派閥や人脈が広がった中国社会では、調査対象が広がるほどに連座する幹部が増えていく。次の大きな人事の機会である再来年の党大会が近づくとつれ、誰を引き摺り下ろし、誰を守るのか、せめぎ合いが激しさを増していくことは間違いない。

## 金利プロセスの推定：金融緩和出口戦略への含意

派遣研究者：

**高見澤秀幸**（一橋大学大学院商学研究科・准教授）

派遣先：

アメリカ合衆国・イリノイ州エバンストン・ノースウェスタン大学  
ケロッグ経営大学院

派遣期間：2014年9月1日～2015年8月31日

### 【研究の概要】

ノースウェスタン大学に滞在中は、ボラティリティ研究の第一人者であるTorben Andersen教授や、ジャンプ過程の研究で近年著しい成果を挙げているViktor Todorov教授らの助言を得て、研究を大いに進めることができた。このような機会をサポートして頂いた貴財団に、心より御礼申し上げます。

本研究の目的は、金融危機や政策変更に伴うイールドカーブの変動をモデル化することである。特に、金利ボラティリティはこれらのショックの発生源や背景に依らずある程度普遍的な動きを示すため、これを捉えることは将来の予測やシミュレーションを可能にし、政策運営、資産運用、リスク管理に役立てることができる。金利ボラティリティの振舞いを記述するために、先行研究にはない特性を持つ動学モデルを提案し、2008年の金融危機前後の観測値を含んだ米国データを用いて推定した。その際、フォワードルッキングなイールドカーブに、ボラティリティ予測にとって有用な情報が含まれているかを問うた。実証分析の結果、イールドカーブの情報は、イールドカーブの傾きファクターと曲率ファクターのボラティリティ予測には有用であるが、水準ファクターのボラティリティ予測には有用でないことが確かめられた。さらに、ボラティリティの大きな変動を捉えるためには、分散・共分散行列が既存のアフィンモデルのように一部のファクターのみに線形に依存するよりも、本研究の提案するモデルのようにすべてのファクターに非線形に依存する方が望ましいことがわかった。この発見は、金融危機や政策変更時にも機能する金利期間構造モデルを構築するための重要な示唆を与えている。

本研究に係る成果は、以下の形で公刊した。

- [1] Takamizawa, H., Predicting Interest Rate Volatility Using Information on the Yield Curve, *International Review of Finance*, vol.15, pp.347-386, 2015.
- [2] 高見澤秀幸, 金利ボラティリティの予測 — イールドカーブに内在する情報を用いた時系列モデルの構築, 小川英治編著「世界金融危機と金利・為替」第8章, 東京大学出版会, 2016 (近刊) .

## ■研究課題名

## 行動経済学と人々の貯蓄活動

派遣研究者：

**若林緑** (東北大学大学院経済学研究科・准教授)

派遣先：

**ドイツ・フランクフルト・Center of Excellence SAFE, House of Finance,  
Frankfurt Goethe University**

派遣期間：2014年9月24日～2015年8月19日

## 【研究の概要】

2014年9月下旬より、2015年8月までドイツ、フランクフルトゲーテ大学 House of Finance のJunior Visitorとして海外にて研究活動を行った。行ったことは次の2つである。1つ目は Commitment Device in Marriage and Undersavings というタイトルの研究で人々がどうして思ったほど貯蓄ができないかに関して行動経済学の観点から、日本のパネルデータ「大阪大学暮らしの好みと満足度に関する調査」を使って実証分析を行ったものである。この研究では夫婦の消費、貯蓄行動決定において、委ねること、相談することが、重要であるという決定を得た。本論文は2015年3月中にほぼ完成し、2015年4月のセミナーで報告した。この研究発表をきっかけに、ゲーテ大学にたくさんの研究を話す仲間ができた。2つ目は Does Mothers' Early Return to Work Lead to Higher Wage Future ? : という研究で、出産後、母親の復帰が早いほど、母親の将来の賃金は高くなっているのだろうかということに関して厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」を中心に、ドイツに関しては、ベルリン大学が行う「GSOEP (German Socio-Economic Panel)」を用いることによって日独比較も行った。この研究は、ドイツにおける保育所入所方法を目の当たりにし、日本の保育所入所方法の長所・短所がよく見えたため、分析が公私ともに非常に興味深いものとなった。私が、日本における保育所入所問題と女性就労に関する分析で得た結果は、制度問題から、日本では、生まれた子供の誕生月が保育園の入りやすさに大きな影響を与え、その結果、女性の就労行動や賃金にも影響を与えてしまうことが分かった。もし子どもの誕生月が外生であるならば、(子どもの誕生月は親によってそこまで決められないのであれば)、不平等が起きていることが分かった。この研究は7月に共同研究者が上記のセミナーで報告した。

以上からゲーテ大学における研究活動は非常に充実したものとなった。夫と娘息子とともに、初めての長期出張だったが、ゲーテ大学でたくさんの研究交流ができたのはもちろん、子どもたちをきっかけにフランクフルトの人々のやさしさにたくさん触れることができ、人生において忘れられない11か月となった。

■研究課題名

複数関与者に対する差止請求の要件・効果に関する基礎的研究  
ードイツ法の分析を中心にー

派遣研究者：

**根本尚徳** (北海道大学大学院法学研究科・准教授)

派遣先：

ドイツ連邦共和国・ミュンスター大学

派遣期間：2013年8月20日～2015年8月30日

【研究の概要】

第1に、研究課題をめぐるドイツの判例・学説による旧来および最新の議論状況を包括的に把握すべく、派遣期間中に公表された判決・学術論文のみならず、日本においては容易に入手しえない文献資料（既発表の文献資料で日本の図書館に所蔵されていないもの）を広く収集するよう努めた。

第2に、研究課題について、複数のドイツ人研究者に対する聞き取り調査を実施した。まず、2015年3月12日にはフランクフルト大学を訪ね、A. Peukert教授（知的財産法の専門家として名高い）に対して、研究課題（とりわけ知的財産権侵害に関する、ドイツにおける近時の判例の動向）について聞き取り調査を行った。さらに、2015年6月19日～24日にかけては、ミュンヘン、アウグスブルク、テュービンゲンの各地を訪れて、文献資料の補充調査（同月20日、21日：ミュンヘン大学にて）と合わせて、研究課題に関する聞き取り調査（①同月22日：W. Wurmnest教授〔アウグスブルク大学〕に対して。②同月23日：E. Picker教授〔テュービンゲン大学〕に対して）をそれぞれ実施した。特に、ドイツにおける差止請求権制度の権威であり、私見にも多大なる影響を与えている権利篡奪理論の提唱者であるPicker教授に対する聞き取り調査においては、彼が2013年に公にした論考（E. Picker „Prävention durch negatorischen Schutz“ im L. Tichý / J. Hrádek (eds.) „Prevention in Law“ (Univerzita Karlova v Praze, Praha, 2013) S. 61 ff.）の中で、まさしく研究課題そのもの（ある法益の侵害に複数の人物が関与している場合に、その受益者は、差止請求権に基づき、誰に対して、いかなる要件の下でどのような事柄を請求することができるか）について権利篡奪理論に基づく1つの解決のあり方を提示していることから、これを基にして、同教授に対し、2時間にわたって①上記問題をめぐるドイツの判例・学説の議論状況に関する彼の評価、②当該問題に関する彼自身の立場などを尋ねた。その結果、権利篡奪理論に対する理解がより一層深まるとともに、研究課題に取り組む上で（なかならずドイツの判例・通説の採用する処理方法が抱える問題点を析出する上で）有益な視点を獲得しえた。

これらを踏まえた研究成果は、1つの学術論文にまとめて、近日中に公表する予定である。